

## 【消費生活の窓口から】

### 「点検商法」にご注意を！

**狙われるのは高齢者です！！**

～お宅の屋根・外壁等が狙われています！～

架空の業者名を使い勧誘する悪質な事業者が、県内で確認されています。突然訪問し、「このままでは雨漏りする」などと消費者の不安をあおって工事の契約をし、ずさんな工事で高額な請求を行ったり、消費者に交付すべき契約書等の書面を交付しないなど多くの問題が見られますので、注意が必要です。**突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。**

〈事例〉・「近所のお宅の屋根を修繕していたところ、お宅の屋根が壊れているのが見えた」と、突然業者が訪問してきた。せっかくなので修理を依頼したが、具体的な金額も聞いておらず、契約書ももらっていない。修理後、高額請求を受けた。  
・「壁がひび割れている」と突然業者が訪問してきた。修理を頼んだが、ずさんな工事に不満。後日、領収書に記載された事業者の電話番号に連絡したが、使われていない電話番号だった。

#### もしも、突然の訪問を受けたら…

- 一、「格安で点検する」などと訪問してくる業者には対応しない
- 二、一人で対応しない
- 三、急(せ)かされても、その場で契約しない
- 四、契約する場合には、複数業者から見積もりを取る

#### 【アドバイス】

◆契約は慎重にしましょう。

◆不安を感じた時、おかしいな、困ったなと思った時は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン<sup>いちゃ</sup>188（局番なし）に相談しましょう。契約前の相談も受け付けています。

◆強引な勧誘で恐怖を感じたら、迷わず警察に電話しましょう。

※詳しくは、山形県ホームページ「[お宅の屋根・外壁等が狙われています！『点検商法』に注意！～狙われるのは高齢者です～（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3